

2021 年度 事業計画書

(2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

当財団の事業は、インドネシアからの留学生及び日本からインドネシアへ留学する学生への支援に一本化している。これまでに日本の大学の理工系修士課程への留学を希望するインドネシア人 141 名を奨学生として採用し、インドネシアでの調査、研究を希望する日本人 61 名を採用した。当財団の近年採用数は、インドネシア人 3 名、日本人 2 名と少数厳選主義を貫いている。公募により選んだ前途有為な学生に奨学支援を行うことを通じて、国際的な友好親善を増進するという使命にはいささかの変更もない。

1. 奨学事業

1) インドネシア人奨学生

採用者の 2020 年度末における状況は、以下のとおりである。

- 2018 年度奨学生 3 名のうち 1 名は、昨年 9 月大学院修士課程を修了した。他の 2 名も本年 3 月大学院修士課程を無事修了した。
- 2019 年度奨学生 3 名のうち 1 名は一昨年 10 月大学院修士課程に入学し、本年 9 月、大学院修士課程を修了する予定。他の 2 名は一昨年 10 月に大学研究生として入学し、本年 4 月、大学院修士課程 2 年に進級し研究を継続予定。
- 2020 年度新規採用の 3 名は、昨年 11 月に来日し 14 日間の検疫後、12 月に大学研究生として入学した。3 名とも本年 4 月より大学院修士課程に入学し、研究を開始する予定。

従って当事業年度は、新規採用見込みの 2021 年度奨学生 3 名を加えた以下の 9 名に対し、下記奨学金を支給する。

2019 年度奨学生（修士 2 年在学者；3 名） ※うち 1 名は 10 月に修士修了見込み	778 万円
2020 年度奨学生（修士 1 年在学者；3 名）	824 万円
2021 年度奨学生（新規採用；3 名）	695 万円
計	2,297 万円

なおインドネシア人奨学生に対し、当財団が来日から帰国までの最長 2 年 8 カ月の間に支給する奨学金総額は、入学大学院の授業料等にも依るが、モデル計算では約 850 万円と見込まれる。支給費目は以下の通り。

渡航費（往復）	エコノミークラス航空運賃
到着金	6万円
学費等	実費（修士課程の学費の外に大学院研究生としての学費、日本語学校学費なども対象とする。）
生活費	512万円（月額16万円×32ヶ月）
死亡・後遺障害保険料	財団の既定保険金額に係る保険料
学会参加費	実費（修士課程で年間10万円限度）
通学定期券	実費

2) 日本人奨学生

採用者の2020年度末における状況は、以下のとおりである。

- 2019年度奨学生1名は、2019年10月インドネシアへ渡航し、中部ジャワ州のソロでガムラン音楽、ワヤン、ダランの研究を行っている。昨年9月に調査を終了し帰国する予定であったが、コロナ感染拡大による影響により、滞在を1年延長し本年9月に帰国する予定。
- 2020年度奨学生2名は、昨年インドネシアへ渡航して研究を開始する予定であった。しかしコロナ感染拡大によるインドネシアの入国規制により、現在も日本で待機中である。

従って当事業年度は、新規採用見込みの2021年度奨学生2名を加えた以下の5名に対し、下記奨学金を支給する。

2019年度奨学生（1名） ※2021年9月に帰国見込み	86万円
2020年度奨学生（2名） ※コロナのため、まだ訪イ出来ない 2021年10月頃訪イの見込み	175万円
2021年度奨学生（新規採用者；2名） ※2021年10月頃訪イを予定	175万円
計	436万円

なお現地で調査・研究する日本人奨学生に対し、当財団が渡航から帰日までの最長2年間に支給する奨学金総額は、約310万円と見積もられる。

支給費目は以下の通り。

渡航費（往復）	エコノミークラス航空運賃
支度金	2万円

奨学金 240万円（月額10万円×24ヶ月）
海外旅行死亡傷害保険料 財団の既定保険金額に係る保険料

2. 活動資金関係

満期が到来する投資有価証券については、安全性と収益性を十分に吟味して効率的な運用を図るとともに、当事業年度に不足する事業及び管理資金については、寄付支援元の国際石油開発帝石株式会社に、支援を要請する予定である。

3. その他

- 1) 2022年度奨学生の募集活動については、例年通りインドネシア及び日本両国で2021年8月から開始する。
- 2) 2021年度採用のインドネシア人奨学生に対し、志望校の修士入試日程等を調査し、日本語学校及び大学院（研究生及び修士課程）への出願等の諸手続き、滞在中の保証人として在留資格認定証明書交付の代理申請及び証明書の取得、本人への送達、来日後の宿舎の手配等を行い、奨学生が所期の目的を達成できるよう受入支援活動を行う。
- 3) 来日した東京圏のインドネシア人留学生に対しては、毎月1回は事務所に呼び、面談するなど密接な連絡を保ち、随時、滞在資格更新手続き及び生活面での支援・指導を行う。
- 4) 日本人奨学生に対し、新規採用者については過去の奨学生の経験を紹介し、インドネシアでの調査・研究許可の取得支援を行う。渡航した奨学生については、インドネシア滞在中の定期的な通信を通して現地の生活や研究活動についての報告を求め、研究状況を把握する。
- 5) 交流活動として、年末交流会（インドネシア人奨学生、在日インドネシア人奨学生OB、日本人奨学生OB及びその家族を対象とし12月に開催予定）、研究終了報告会（修士課程を修了するインドネシア人奨学生及び研究終了し帰国した日本人奨学生を都度財団に招き研究結果を聴取、インドネシア人奨学生の指導教官も招く）、及び事務局8月インドネシア出張時のジャカルタと出張先都市でのインドネシアOB会を行う。
- 6) 財団事業の広報活動の一環として、ジャカルタにおいて、IPA (Indonesian Petroleum Association)年次総会等の機会を活用した広報活動を行う。

以上